

グループホーム小松原
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所運営規程

(目的)

第1条 この規定は、有限会社 健康医学開発センターが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 1 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護・介護予防画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 2 身体的・精神的拘束その他行動の制限となるような行為はおこなわない。また利用者または他の利用者の生命・身体を保護するための緊急性が生じた場合等やむを得ない場合を除き、拘束手段を一切おこなわない。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

- 1 名称 グループホーム小松原
- 2 所在地 神奈川県座間市小松原1-28-14

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする

第6条 管理者1名(常勤・兼務) きんもくせい(1名) ぎんもくせい(1名)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

第7条 計画作成担当者 2名(常勤・兼務) きんもくせい(1名) ぎんもくせい(1名)
計画作成者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することととも

に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等の連絡・調整を行う。

第8条 介護職員 16名以上 常勤専従 10名以上、常勤兼務 2名 非常勤専従 4名以上)
きんもくせい（常勤専従 5名以上、常勤兼務 1名 非常勤専従 2名以上）
ぎんもくせい（常勤専従 5名以上、常勤兼務 1名 非常勤専従 2名以上）
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第9条 利用定員は、18名。2ユニットで1F：きんもくせい（9名）と2F：ぎんもくせい（9名）とする。

（介護の内容）

第10条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助

（介護計画の作成）

第11条 1 指定認知症共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護・介護予防計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護・介護予防計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

（利用料等）

第12条 1 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。（別紙料金表の通りとする。）

- ① 家賃
- ② 食材料費
- ③ 水道光熱費
- ④ 共益費(施設維持、管理費)
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用が負担することが適当と認められる費用は実費となります。
- ⑥ 入居時費用として
 - 1 入居敷金
敷金として、家賃の4カ月分を支払って頂き、退去の場合はハウスクリー

ニング代及び原状復帰が必要な場合の修繕費用等を差し引いて返却するものとする。

2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。

(入居に当たっての留意事項)

第13条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ②自傷他害のおそれがないこと
 - ③常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

- 第14条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第15条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の設備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

- 第16条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第17条 1 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第18条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関（相武台メディカルクリニック 046-255-3003）と連絡をとり、

適切な措置を講ずる

(非常災害対策)

- 第 19 条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

2 本事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 21 条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 23 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

①採用時研修 : 新規採用後 1 か月以内

②経験に応じた研修 : 随時

③身体拘束適正化の研修 : 定期的な研修（年 2 回以上）
: 新規採用後 1 か月以内

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則 この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。